

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大台町長

公表日

令和4年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>固定資産税は、地方税法等の法律に基づき毎年1月1日時点において、その市区町村に土地・家屋・償却資産を所有する者に対し、当該所在地団体が課税する地方税であり、その税額はそれぞれの資産価値に応じて算定され決定するものである。</p> <p>大台町は、上記に関する事務において、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <p>①固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳整備事務 ②償却資産に関する申告事務 ③減免・軽減のための申告事務 ④価格決定事務 ⑤縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務 ⑥納税義務者変更事務 ⑦当初賦課事務 ⑧賦課更正事務 ⑨価替事務</p> <p><中間サーバーにおける事務の内容> 番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバー要件)</p>
③システムの名称	宛名・口座システム、固定資産税システム、家屋評価システム、固定資産評価支援システム、eLTAXシステム、番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル (2) 固定資産税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の27項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3781
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3784

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法第19条7 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (第1欄(情報照会等)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」による地方税の賦課徴収に関する事務)となつていないもの。27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) *第20条	(別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法第19条7 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (第1欄(情報照会等)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」による地方税の賦課徴収に関する事務)となつていないもの。27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) *第20条	事後	法令名の記載誤りを修正
	1 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 竹上 正彦	税務課長	事後	人事異動に伴う修正
	II しいき値判断項目 1. 対象人数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	II しいき値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	IVリスク対策	【構式変更に伴う記載内容追加】	IV全体を新たに記載	事前	
令和4年6月20日	評価書名	固定資産税賦課に関する事務 基礎項目評価書	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	評価の再実施(R4.6) 標題の修正
令和4年6月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大台町は、固定資産税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事故の発生を防止し、個人情報の取扱いに適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に努めていることを宣言する。	大台町は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事故を軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に努めていることを宣言する。	事後	評価の再実施(R4.6) 語句の修正
令和4年6月20日	特記事項	—	固定資産税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に關して契約に含めることで万全を期している。	事後	評価の再実施(R4.6) 新規追加
令和4年6月20日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	固定資産税賦課に関する事務	固定資産税の賦課に関する事務	事後	評価の再実施(R4.6) 標題の修正
令和4年6月20日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の法律に基づき、以下の固定資産税賦課に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 【固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳整備事務】 ・登記所(法務局)からの通知による土地および家屋の異動を把握する。 ・固定資産の現況と利用目的を現地調査し、価格・内容に変更がある場合は修正する。 【償却資産に関する申告事務】 ・新年度の償却資産課税台帳に登録されている者と新たに償却資産を所有した者から、閉鎖事業所や死亡者を除いた者に対して、償却資産申告依頼書を作成する。 ・償却資産申告書を受け付け、その申告内容を確認する。 ・大臣配分および知事配分の通知を受け付け、価格決定する。 【課税・軽減のための申告事務】 ・評価額等に対して軽減、減免が受けられる申請および申告を受け付け、税額に反映させる。 【価格決定事務】 ・固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価額計算を行う。	固定資産税は、地方税法等の法律に基づき毎年1月1日時点において、その市区町村に土地・家屋・償却資産を所有する者に対し、当該所在地団体が課税する地方税であり、その税額はそれぞれの資産価値に応じ算定され決定するものである。 大台町は、上記に関する事務において、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳整備事務 ②償却資産に関する申告事務 ③課税・軽減のための申告事務 ④価格決定事務 ⑤縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務 ⑥納税義務者変更事務 ⑦当初課課事務 ⑧課課修正事務 ⑨償却事務 ＜中間サーバーにおける事務の内容＞ 番号法別表第二に記載されている照会業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを利用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバー要件)	事後	評価の再実施(R4.6) 記述の簡潔化及び明瞭化
	(上段続き)	【縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務】 ・固定資産の価格が決定した後に、縦覧帳簿と名寄帳を作成し、公開する。 【納税義務者変更事務】 ・死亡した固定資産所有者を把握し、相続人の調査を行う。 【当初課課事務】 ・固定資産の価格が決定した後に、固定資産税の税額を算定する。 ・固定資産に対する税額が発生した納税義務者に対して、納税通知書を作成、発送する。 【課課修正事務】 ・当初課課後に固定資産の内容に誤りがあった場合、課課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。 【評価修正事務】 ・固定資産評価基準の改正や基準となる価格の訂正により、土地と家屋の価格を見直す。 ＜中間サーバー・番号連携サーバにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件) ・番号法別表第二に記載されている照会業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを利用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバー要件)			
令和4年6月20日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名・口座システム、固定資産税システム、家屋評価システム、GISシステム、eTAXシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	宛名・口座システム、固定資産税システム、家屋評価システム、固定資産課税システム、eTAXシステム、番号連携サーバ、中間サーバー	事後	評価の再実施(R4.6) システム変更
令和4年6月20日	1 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) *第16条	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 *番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	評価の再実施(R4.6) 記述の簡潔化及び明瞭化
令和4年6月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法第19条7 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (第1欄(情報照会等)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」による地方税の賦課徴収に関する事務)となつていないもの。27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) *第20条	【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 *番号法第19条第8号 別表第二の27項 *番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	評価の再実施(R4.6) 記述の簡潔化及び明瞭化
令和4年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)
令和4年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)